

子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し方針案について

1 子ども・子育て支援事業計画（以下、「計画」という。）

子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）に基づき、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に、法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされている。

市町村子ども・子育て支援事業計画（法第61条）

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第62条）

2 県計画の状況

県計画は、岡山いきいき子どもプラン2020（以下、「プラン」という。）の中に定められており、その計画期間は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度である。

（「プランP8 「2 計画の性格・位置づけ」及び「3 計画の期間」参照）

【参考】幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策（プランP43参照）抜粋

【県計】

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号		1号		2号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①	必要利用 定員総数	18,122	27,416	4,491	19,174	17,676	26,749	4,469	19,312	17,301	26,194	4,473	19,309	16,918	25,716	4,475	19,192	16,694	25,441	4,470	19,119
②	特定教育・ 保育施設	21,512	29,242	4,011	15,227	21,275	29,579	4,101	15,625	20,790	29,911	4,064	16,238	20,566	29,700	3,987	16,513	19,749	29,635	3,927	16,649
	確認を受け ない幼保 施設	3,110				3,110				3,110				3,110				3,110			
	地域型保育 事業			478	1,325			484	1,461			530	1,535			536	1,621			542	1,727
	認可外保育 施設		416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77	404		416	77	404
	企業主導型 保育施設		492	263	771		492	273	791		492	273	791		492	273	791		507	278	801
	計	24,622	30,150	4,829	17,747	24,385	30,487	4,935	18,281	23,900	30,819	4,944	18,968	23,676	30,608	4,873	19,329	22,859	30,558	4,824	19,581
②-①		6,500	2,734	338	▲1,427	6,709	3,738	466	▲1,031	6,599	4,625	471	▲341	6,758	4,892	398	137	6,165	5,117	354	462

※2号認定児のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

※認可外保育施設には、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設を計上。

3 計画の中間年見直し基準

教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適正な基盤整備を行うため、計画の見直しを行う。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

